

島根 更生保護

NO.217

(令和5年4月1日発行)
島根県保護司会連合会

〈島根更生保護データ〉

保護司総数 515人

保護観察事件 101件

生活環境の調整事件 176件

(5.3.1現在)



「春の妖精
イヅモコバイモ」(邑智地区
石田卓郎保護司提供)



再犯防止計画等の 取り組みについて

浜田市長 久保田 章 市

皆様におかれましては、日ごろから、犯罪や非行のない明るい社会の構築に向け、昼夜を問わず熱心にご活動いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、心から御礼申し上げます。

また、浜田市には、受刑者の再犯防止を最優先課題とし、地域と連携した様々な社会復帰に向けた処遇に取り組まれている「島根あさひ社会復帰促進センター」がごございますが、保護司の皆様には、受刑者の釈放後の生活環境等に係る調整・相談などにつきましても、多大なるご協力をいただいております。重ねて御礼申し上げます。

本市では、市政運営の基本となる浜田市総合振興計画において、「安全で安心して暮らせるまちの実現」をまちづくりの大綱の一つとして掲げており、この目標を達成するためには、犯罪をした者等が社会的な孤立や経済的な困窮により、再び罪を犯すことのない環境を整えなければなりません。

しかし一方で、わが国における刑法犯の認知件数は年々減少しているものの、再犯者率は約5割と高く、島根県の再犯者率に至っては、全国平均の5割を上回る現状にあります。

こうした状況を踏まえ、本市では令和4年3月「浜田市再犯防止推進計画」を策定し、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安心して共生できるまちの実現に向けた施策を明らかにしたところです。

本計画では、島根あさひ社会復帰促進センター・島根県立大学・浜田市の3者が協同で市民意識調査を実施するなどし、再犯防止推進にあたっての重点課題として、「就労・住居の確保等」「保健医療・福祉サービスの利用促進等」など6つの課題を挙げています。

これらの課題解決にあたりましては、行政だけでなく、関係機関・地域等と連携した支援体制の整備が重要であると考えますので、どうぞ、今後も引き続き、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の今後ますますのご活躍とご発展をお祈りし、ご挨拶とさせていただきます。

着任のごあいさつ



松江保護観察所長 藤井 淑子

4月1日付けで、松江保護観察所長に転任して参りました藤井淑子と申します。これまで関東地方での勤務が長く、松江保護観察所での勤務は初めですので、まずは島根県内の状況についてよく学んで、島根県の更生保護の充実のために、精一杯取り組んでいきたいと思っております。皆様方には、御迷惑をおかけすることも多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。



企画調整課長 井田 高志

本年4月1日付け人事異動により、鳥取保護観察所から転任してまいりました井田と申します。新たな環境と新たな業務を前に、身の引き締まる思いしております。

今後も更生保護事業に多くの期待が寄せられると思いますので、より一層の努力を重ね、犯罪や非行のない、安心・安全な地域社会の実現に貢献できるよう、引き続き皆様の御支援と御協力をよろしくお願い致します。



統括保護観察官 徳久 幹之

この度の人事異動により、広島保護観察所福山駐在官事務所から参りました。出身は山口県で、島根県での勤務は初めてとなります。今回、「ご縁」をいただき、関係者の皆様と御一緒させていただきまこと、大変楽しみにしております。

微力非才の身ではございますが、島根県の更生保護発展のために精励いたす所存です。御指導御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。



法務事務官 内藤麻奈美

この度の人事異動により、中国地方更生保護委員会から参りました。生まれも育ちも山口県で、島根県は私にとって初めての土地です。今回いただいた御縁を機に、島根県の魅力にたくさん触れていくことができたらと思っております。また、転勤も観察所での勤務も初めてのため、御迷惑をお掛けする場面も多々あるかと思いますが、精一杯邁進してまいりますので、御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



社会復帰調整官 伊達 翔也

この度、春の人事異動により、岡山保護観察所から転任して参りました。初めての異動ということもあり、緊張しておりますが、微力ながら、精一杯業務に取り組む所存ですので、何卒よろしくお願い致します。

令和5年春の人事異動について

【転出者】(令和5年4月1日付け)

- 保護観察所長 西江 尚人 (四国地方更生保護委員会事務局長へ)
- 企画調整課長 許斐 隆祐 (熊本保護観察所統括保護観察官へ)
- 統括保護観察官 岸 雅人 (九州地方更生保護委員会統括審査官へ)
- 社会復帰調整官 神原 一也 (岡山保護観察所社会復帰調整官へ)
- 法務事務官 仲本 周作 (宮崎保護観察所保護観察官へ)



【転入者】(令和5年4月1日付け)

- 保護観察所長 藤井 淑子 (東京保護観察所立川支部長から)
- 企画調整課長 井田 高志 (鳥取保護観察所統括保護観察官から)
- 統括保護観察官 徳久 幹之 (広島保護観察所福山駐在官事務所保護観察官から)
- 社会復帰調整官 伊達 翔也 (岡山保護観察所社会復帰調整官から)
- 法務事務官 内藤麻奈美 (中国地方更生保護委員会法務事務官から)

【採用】(令和5年1月1日付け)

保護観察官 土屋 博紀



令和5年1月から入職しました土屋博紀と申します。

前職では雲南市社会福祉協議会で総合相談と生活困窮者支援の担当をしておりました。長年、福祉関係の現場で社会福祉士として主に対人援助職の仕事をしてきました。幅広く様々な分野の対象者の相談支援に携わってきたこれまでの経験を生かして、様々な制度や社会資源を活用して当事者の方々の更生に繋がるように職務に当たりたいと思っております。よろしくお願い致します。

令和5年度松江保護観察所職員一覧表

(令和4年4月1日付)

所長 藤井 淑子

【企画調整課】

企画調整課長 井田 高志 (被害者担当官(副))

会計係長 (保護観察官) 糸田 隆 (隠岐)

法務事務官 内藤麻奈美

保護観察官 (再任用/併任) 上谷 淳子 (被害者担当官(主))

【処遇部門】

統括保護観察官 田中 幸広 (大田)総括グループ

統括保護観察官 徳久 幹之 (雲南)

保護観察官 (再任用/併任) 上谷 淳子 総括グループ

保護観察官 土屋 博紀 (松江(主)、浜田、しらふじ(副))

保護観察官 檜崎 真菜 (出雲、益田、安来)

保護観察官 山根 和人 (しらふじ(主)、邑智、松江(副))

【社会復帰調整官室】

社会復帰調整官 室長 徳久 幹之

社会復帰調整官 石光 清子

社会復帰調整官 伊達 翔也

令和5年度保護司研修計画

松江保護観察所

1 保護司研修については『保護司研修要綱』に種類が定められており、下記の研修を行います。

(1) 新任保護司研修

保護司の使命、役割、身分、その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図ることを目的とします。

(2) 処遇基礎力強化研修

保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図ることを目的とします。

(3) 指導力強化研修

保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上で必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指

導力を身に付けることを目的とします。

(4) 地域別定例研修 (年3回)

実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資することを目的とします。

(5) 特別研修

処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強することを目的とします。

2 令和5年度保護司研修の日程(予定)は次のとおりです。

(1) 新任保護司研修(前期)① 令和5年6月1日(木)

新任保護司研修(前期)② 令和5年12月1日(金)

(2) 新任保護司研修(後期) 未定

(3) 処遇基礎力強化研修 令和5年9月頃

(4) 指導力強化研修 令和5年10月頃

(5) 特別研修(テーマ未定) (必要性を勘案して実施する)

令和5年度 地区担当官不在時の代理官

地区担当官	保護区等	代理官
田中 幸広	大田	徳久 幹之
徳久 幹之	雲南	田中 幸広
土屋 博紀	松江(1~5)	田中 幸広
	浜田	田中 幸広
	しらふじ(6~9)	田中 幸広
檜崎 真菜	出雲	徳久 幹之
	益田	徳久 幹之
	安来	徳久 幹之
糸田 隆	隠岐	徳久 幹之
	邑智	田中 幸広
山根 和人	松江(6~9)	田中 幸広
	しらふじ(1~5)	田中 幸広

3 令和5年度地域別定例研修テーマは次のとおりです。

第1期 面接技法

第2期 報告書の書き方

第3期 事例研究

島根県再犯防止推進計画の進捗状況について

島根県健康福祉部地域福祉課
課長 高田実紀

皆様ご存じのとおり、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「推進法」。）が制定され、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定されました。

推進法では都道府県や市町村などの地方自治体も再犯防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務があることや、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が明記されています。

これを受け、島根県においても策定委員会での審議を経て、令和3年6月、再犯防止施策を総合的に推進するため、「島根県再犯防止推進計画」（以下「計画」。）を策定したところです。

計画は令和3年度から7年度までの5年間とし、**3つの基本方針**

- ①地域における「息の長い支援」
- ②支援者間の連携、協働
- ③民間協力者の理解、支援活動の促進

と6つの重点課題

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③子どもの非行防止と健全育成、学校等と連携した修学支援の実施
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥国・民間団体等との連携強化

により構成され、重点課題ごとに県の各種取組・施策を掲載しております。

具体的には、就労の確保の項目では、ハローワークと連携した職業訓練やしまね若者サポートステーション、ミドル・シニア仕事センターといった各就労支援機関による個別支援の取組が進んでいます。

そのほか、保健医療・福祉サービスの利用促進の項目では、地域生活定着支援センターや更生支援コーディネーターの取組や薬物乱用防止の啓発活動として「ダメ、ゼッタイ。」普及運動の取組を実施しているほか、民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の項目では、“社会を明るくする運動”や再犯防止啓発月間のほか、県のホームページにおいて、保護

司や更生保護団体について掲載するなどの取組を行っています。

また、計画において成果指標を2つ定めており、令和7年末までに、①刑法犯検挙者中の再犯者数を基準値から20%減の328人以下、②刑法犯検挙者中再犯者率を47%以下にするとしております。

法務省提供データによると、本県の令和3年の刑法犯検挙者中の再犯者数は320人、再犯者率は43.8%となっております。いずれも大きく減少しており、これは県の各種取組のほか、保護司の皆様を始めとした関係機関・団体の皆様の日頃の活動の成果が現れてきていると考えています。

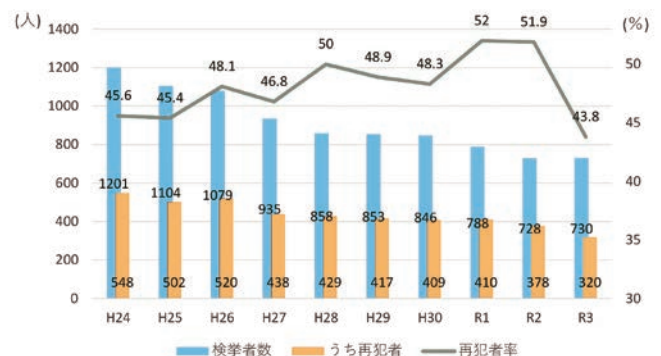
一方で、本県においてはデータの母数が少なく、1人増減するだけで数値が大きく変動するため、長期的な傾向を確認するためにも、継続して動向を注視して参ります。

犯罪をした者等が地域の中で不安や孤独を感じて孤立することなく、暮らしていくためには、保護司の皆様のように対象者の方に常に寄り添いながら支援することが非常に重要だと思っております。

県としては、関係機関・団体の皆様と引き続き連携しながら、犯罪をした者等の更生や社会復帰に対する理解・協力及び支援の輪を県全体に広げ、支援対象者の背景にある生活課題やいきづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりを推進していきたいと考えております。

今後とも皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（島根県）



全国的に実施される“社会を明るくする運動”作文コンテストにおいて、浜田市立旭中学校からの応募作品（中学生の部）は、島根県内だけでなく全国でも毎年入賞を果たしています。これは学校行事の中で再犯防止、更生保護についての学習に熱心に取り組まれていることが大きいのではないかとと思われることから、その学校の取組について具体的に教えていただきたくご寄稿をお願いしました。（令和4年度には、“社会を明るくする運動”の実施への多大な貢献に対して第72回島根県推進委員会委員長感謝状が贈られています。）



「島根あさひ社会復帰促進センター」と連携した 旭中学校区（旭小・旭中）の取組

浜田市立旭中学校 校長 別所 朗 寛

旭小学校と旭中学校が地域連携として大切にしている校区内の施設のひとつに、平成20年に開所した「島根あさひ社会復帰促進センター」があります。

法務省人権擁護局の啓発活動強調事項17項目の一つに、「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」ということがあるように人権教育の視点から、また、地域の「ひと・もの・こと」を活用するふるさと教育の視点から、さらには、自己の生き方について考えるキャリア教育の視点から、大変有意義な連携をさせていただいています。

今年度は次のような連携を実施しました。

【小・中共通】

- 首席矯正処遇官（教育担当）による講話
- 「おコッペ」給食での交流
- 小・中学校職員合同研修
（センター見学と講話、意見交換会）
- 学校だよりと所内誌の相互配付
- 学校行事への来賓案内

【小学校】

- 施設周辺への彼岸花植樹
- 小学生を対象に施設について講話
- 盲導犬育成プログラムについて講話
- 専門職員による薬物乱用防止教室

【中学校】

- 中学生を対象に「おコッペ」の経緯と意義について講話
- 訓練生とのメッセージ交換

この中から、中学校で実施したいくつかの取組を紹介します。

首席矯正処遇官（教育担当）の講話では、施設誘致にかけた旭地域のみなさんの思い、旭地域のみなさんと訓練生（「島根あさひ社会復帰促進センター」では受刑者を訓練生と呼びます）との関わり、訓練生が社会に復帰したときに周囲の人のあいさつや接し方が大切なこと、

特に周囲の「ありがとう」という自己有用感を感じる言葉が「自分が人の役に立っている」と自信につながること、などを丁寧にお話ししていただきました。

次に小中学校の給食で月1回提供される「おコッペ」についてです。「おコッペ」とは、「お子様用のコッペパン」のことで、「島根あさひ社会復帰促進センター」の訓練生が職業訓練で製造するパンです。小中学校に初めて提供されたのが、2018年の1月。5歳を迎えた「おコッペ」は、児童生徒たちにとってもおなじみで、給食に出るのを楽しみにしています。ただ単に、給食で食べて終わりではなく、担当職員の方に「おコッペ」が給食で提供されるまでの経緯や意義についてお話いただき、一緒に給食を食べていただきました。さらには、製造に携わった訓練生から、パン製造にどのような気持ちで取り組んでおられるのかメッセージをいただき、そのメッセージに対して、「おコッペ」を食べた感想を返信する取組をおこなっています。生徒にとって、はじめに述べたように有意義な教育的な視点がある活動であると同時に、生徒からのメッセージが訓練生の自己有用感や自信にもつながっているとお聞きしています。

「島根あさひ社会復帰促進センター」の調査官をはじめ担当の職員のみなさんには、小中学校それぞれの校長室へ情報交換に頻繁に来ていただいています。「まだまだ、たくさんの連携ができるのでは」と双方で模索中です。今後とも、連携を密にし、この学校と矯正施設の良好な関係をさらに発展させたいと考えています。



めぐり逢い

浜田地区 後山 博美

視点

焦点

昨年古希を迎えたのを機に年賀状を整理（減らす）したいと思いつき、長年（10年以上）会っていない方を慎重に選定し年賀状を失礼しようと思ひ、出さずに年を越した。

ところが、元旦の郵便受けを開けてびっくり。年賀状を失礼した方の倍以上に年賀状が増えていたのだ。整理するどころか逆に40先以上も増えていた。慌てて郵便局に駆け込み年賀状を購入して、お屠蘇気分もそこそこにパソコンに向き合う羽目になった。

「邂逅（かいこう）」

私の好きな言葉だ。広辞苑によれば（思いがけなく出会うこと）（めぐりあうこと）とある。一言でいえば「めぐり逢い」である。

世の中はすべからくその「めぐり逢い」で成り立っており、私の70年の歴史（人生）に於いてもそうだ。

60歳で定年を迎え高齢者大学（くにびき学園）

に入学して、新たに70名のめぐり逢いがあり、更に保護司を拝命してからも多くめぐり逢いがあった。そして、これからも増えていくだろう。

出会いのきっかけは思いがけない偶然かも知れないが、すべての出会いは必然から来た偶然であり、その偶然も運命だと思う。

貴方とは出会いは偶然かも知れないが、めぐり逢うべく運命としての出会いですと……

で、あるならば偶然のめぐり逢いを大切にしたい。

何年も会っていない、すっかり疎遠になっていた旧友と街中で偶然出会う。なんとも言えない感動だ。

前段の年賀状の話に戻ると、年賀状はその偶然の感動を繋ぐ手段と言えるかも知れない。そう考えれば整理するつもりが逆に増えたことは喜ぶべきであり、感謝しなければならない。それを整理しようと思いついたこと自体拙速な間違いだと気づいた。反省すると同時に更に数多くの新たな「邂逅」を求めて生きたい。



誰もが幸せに暮らすために！

多伎地区更生保護女性会 会長 柳 樂 利 子

激動する現今の社会にあって、老若男女誰もが何らかの不安を抱いて暮らしているのではないのでしょうか。

「生き生きと、幸せに暮らしたい!」との人々の切実な願いを、誰が叶えてあげられるのでしょうか。

人は、一瞬の心のゆるみで予期せずして人として有るまじき行為に走る事があるかも知れません。突然病に侵されることがあるかも知れません。他者との関りで事故にあうかも知れません。

多伎地区更生保護女性会は、保護司の計らいで平成15年に結成され、20余年の歴史の浅い組織です。本会は、住みよい地域を目指して地域の皆さまと共に何かできる手立てがあるに違いないと模索しながらの歩みの歩みです。

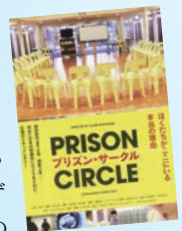
地域の人々への啓発活動の事例として、

1. 弁護士を講師に「幸せに暮らすために『SDGs』って、なんのこと?」の演題で講演会を開催。世界の全ての人々が、誰一人として取り残されないで幸せに暮らせるためには、どうしたらいいかを考えるきっかけ作りに。

2. 映画【プリズン・サークル】〈処罰から回復へ 今、日本の刑務所が変わろうとしている〉『ぼくたちがここにいる 本当の理由』を視聴して、囚らざるも罪に陥った人々の心の叫びを地域の皆さんに聞いて頂き、共に考える場を設定。

3. 視覚に障がいのある人達に寄り添い、支え合える研修・学びとして「日本盲導犬協会島根あさひ訓練センター」の視察・研修。

更女として、一人ひとりが人として尊重される社会作りを目ざすと共に、自らが知識を求め研鑽に励み、温かな人間愛を育みつつ、明るい社会づくりに微力ながら努めています。



島根県保護司会連合会の令和5年度の事業計画と収支予算について

令和4年度第2回島根県保護司会連合会理事会で承認された令和5年度事業計画及び収支予算については次のとおりです。

事業計画

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実・強化を目指すことにより、更生保護事業の伸展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護司としての使命と職務遂行に必要な資質の向上を期するため、松江保護観察所と共催して各種研修会、連絡協議会を開催する。
- (2) 保護観察所の行う地域別定例研修を支援・援助する。

2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 松江保護観察所と連携し、地方公共団体等の行政に積極的に働きかけ、犯罪予防活動の推進・更生保護思想の普及に努める。
- (2) 学校等教育機関との連携を密にすることにより非行・犯罪予防活動を積極的に推進し、安全安心な地域社会の実現に努める。
- (3) 第73回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会の中核として広報活動等を展開するなどして県下の犯罪予防活動を推進する。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発行し、保護司及び更生保護関係機関・団体等に配布することにより更生保護思想の一層の浸透を図る。

3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会と相互に連携し、更生保護事業の伸展を図る。
- (2) 更生保護法人しらふじと相互に連携し、必要な支援に努める。
- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携し、犯罪予防活動の普及を一層推進する。

- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の充実・発展に協力するとともにその活動を支援する。
- (5) NPO法人島根県就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援に寄与する。
- (6) 県民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに県下の地方公共団体が行う再犯防止施策の策定・実施に協力するとともに地域での再犯防止推進計画が早期に策定されるよう積極的な働きかけを行う。

4 顕彰式典の開催

- (1) 更生保護等の関係機関・団体と共催して“令和5年度島根県更生保護事業関係者顕彰式典”を開催し、功労者の顕彰を行うことにより更生保護事業の充実・発展を期する。

5 保護司組織のICT化の推進

- (1) 地区保護司会事務局業務のICT化を推進する。

6 更生相談支援事業の実施

- (1) 犯罪や非行をした人たちやその家族等関係者から対象者の自立更生を図るための相談等を受け、その支援に携わることになった保護司等を支える体制を整備する。

7 慶弔の実施

- (1) “島根県保護司会連合会慶弔規程”に基づき、保護司等の慶弔を行う。

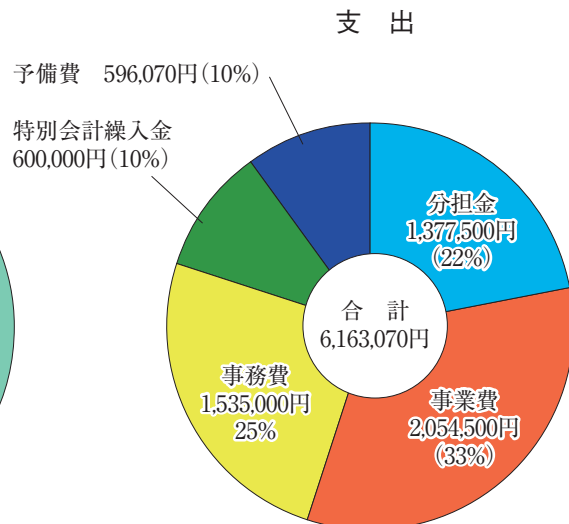
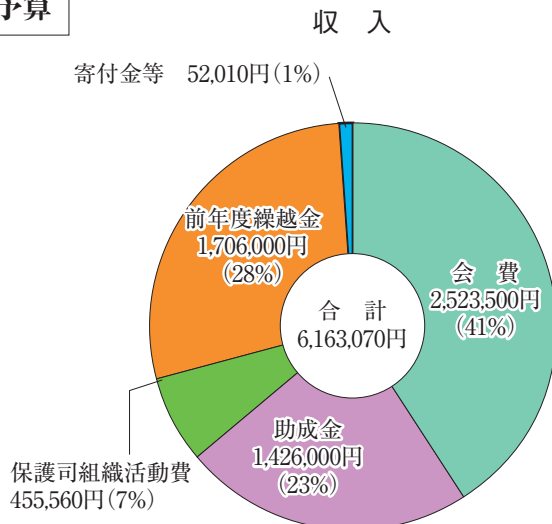
8 退任功労保護司の待遇

- (1) “島根県功労保護司優遇規程”に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

9 その他

- (1) 全国保護司連盟の福利厚生事業に協力する。
- (2) 本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。

収支予算



シリーズ 処遇に役立つまめ知識（更生保護関係機関・団体のご紹介） 第3回

つながりを大切にしたい支援を目指して

松江市くらし相談支援センター所長 池田 圭介

この度は松江市くらし相談支援センターをご紹介させていただく機会をいただき、ありがとうございます。

当センターは、生活困窮者自立支援法により設置されている相談機関です。主たる業務は、様々な理由で生活に困窮している方の相談をお聞きすることです。センターには20代から80代まで幅広い年齢層の方が相談に来られます。また中には刑余者の方もいらっしゃいます。多くの方は家族や親族など、周囲に支援を求めることができない状況にあります。

具体的な支援として、例えば家計の見直しを一緒に考えたり、多重債務などについては法テラス島根と連携した支援を行っています。また市役所やハローワーク等に同行するなど、相談者に寄り

添った様々な支援を行っています。さらに緊急的な支援としてフードバンクによる食料を提供したり、家がない方にはシェルターによる支援も行っています。

社会的孤立状態にある相談者が自立を目指していくには、地域に味方となってくれる暖かい存在がいてくれることが、とても大きな力となると感じています。私たちはこうした支援者の皆様とのつながりを大切にしながら、一人一人に寄り添った支援をしていきたいと思ひます。どうか松江市くらし相談支援センターに対して、引き続きのご支援をいただきますようお願いをいたします。

松江市くらし相談支援センター
直通電話 0852-60-7575

島根県保護司会連合会
島根保護観察協会の動き

令和5年3月20日（金）松江エクセルホテル東急において、午前11時から令和4年度島根保護観察協会第4回理事会及び第2回評議員会が、午後1時10分からは令和4年度第2回島根県保護司会連合会理事会が開催されました。いずれの会合においても令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について審議され、全会一致で承認されました。



ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会)

敬称略

谷本 敏 藤井 好文
野上 雄 護

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

- 元保護司 尾木 清(益田)
(令和5年1月14日逝去)
- 元保護司 岩田 幸美(松江)
(令和5年1月24日逝去)
- 元保護司 井上 英治(出雲)
(令和5年2月23日逝去)

敬
弔

(表紙写真説明)

春の妖精 イズモコバイモ

イズモコバイモは、島根県だけに自生するユリ科の多年生植物であり、環境省の絶滅危惧種「IA～II」にランクされています。邑智郡川本町谷戸地区に群生地があり、草丈は15～20cmで開花時期は3月上旬から4月上旬で可憐な白い花が咲きます。広い釣鐘で2～3cmの花びらを恥ずかしそうに下向きにしており清純可憐です。